

資料編

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(1) 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること。

(2) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）

の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第 44 条第 1 項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第 58 条第 1 項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第 2 章 特定非営利活動法人

第 1 節 通則

(原則)

第 3 条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第 4 条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第5条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第6条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第8条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第78条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第9条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

第2節 設立

(設立の認証)

第10条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

(1) 定款

(2) 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

(3) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(4) 第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(5) 設立趣旨書

(6) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

(7) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

(8) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見

込みを記載した書類をいう。以下同じ。)

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を、申請書を受理した日から1月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 申請のあった年月日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第1項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から2週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第11条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

(9) 会計に関する事項

(10) 事業年度

(11) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(12) 解散に関する事項

(13) 定款の変更に関する事項

(14) 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第1項第12号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公益社団法人又は公益財団法人

(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(5) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第12条 所轄庁は、第10条第1項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認

証しなければならない。

- (1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- (2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。
- (3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

- (4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から2月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第1項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第12条の2 第43条の2及び第43条の3の規定は、第10条第1項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第14条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第3節 管理

（通常社員総会）

第14条の2 理事は、少なくとも毎年1回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第14条の3 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の5分の1以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の5分の1の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第14条の4 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第14条の5 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第14条の6 社員総会においては、第14条の4の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第14条の7 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第28条の2第1項第3号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第14条の8 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第14条の9 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第15条 特定非営利活動法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第16条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第17条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第17条の2 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第 17 条の 3 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第 17 条の 4 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第 19 条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (3) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。第 47 条第 1 号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 暴力団の構成員等
- (5) 第 43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

第 21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第 22 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第 23 条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第 10 条第 1 項第 2 号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第 24 条 役員任期は、2 年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款の変更)

第 25 条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 4 号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第 5 号、第 6 号（役員定数に係るものを除く。）、第 7 号、第 11 号、第 12 号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第 13 号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の規定は、第 3 項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第 26 条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第 4 項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第 4 項の添付書類のほか、第 10 条第 1 項第 2 号イ及び第 4 号に掲げる書類並びに直近の第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び第 14 条の財産目録、合併後当該書類

が作成されるまでの間は第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び第 35 条第 1 項の財産目録) を申請書に添付しなければならない。

3 第 1 項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第 27 条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(1) 削除

(2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(3) 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第 1 項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第 28 条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 3 月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かななければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かななければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(1) 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び第 14 条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び第 35 条第 1 項の財産目録。第 30 条及び第 45 条第 1 項第 5 号イにおいて同じ。)

(2) 役員名簿

(3) 定款等

(貸借対照表の公告)

第 28 条の 2 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第 1 項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しな

なければならない。

(1) 官報に掲載する方法

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

(3) 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第1号又は第2号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第1項第3号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第1号又は第2号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第1項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第1項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第2号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

(1) 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

(2) 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと。

(3) 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去5年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第4節 解散及び合併

（解散事由）

第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (4) 社員の欠亡
- (5) 合併
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 第 43 条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第 1 項第 3 号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第 31 条の 2 特定非営利活動法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第 31 条の 3 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第 31 条の 4 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第 31 条の 5 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第 31 条の 6 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第 31 条の 7 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第 31 条の 8 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第 31 条の 9 清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第 31 条の 10 清算人は、特定非営利活動法人が第 31 条第 1 項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2 月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第 1 項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第 31 条の 11 前条第 1 項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第 31 条の 12 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第 1 項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第 32 条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前 2 項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第 32 条の 2 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第 32 条の 3 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第 32 条の 4 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第 32 条の 5 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第 32 条の 6 裁判所は、第 31 条の 6 の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第 32 条の 7 削除

(検査役の選任)

第 32 条の 8 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第 32 条の 5 及び第 32 条の 6 の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第 33 条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第 34 条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第 1 項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第 10 条及び第 12 条の規定は、第 3 項の認証について準用する。

第 35 条 特定非営利活動法人は、前条第 3 項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から 2 週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第 3 項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から 2 週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2 月を下回ってはならない。

第 36 条 債権者が前条第 2 項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第 37 条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動

法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第 38 条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第 39 条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定は前項の登記をした場合について、第 13 条第 3 項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第 40 条 削除

第 5 節 監督

(報告及び検査)

第 41 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第43条の2 所轄庁は、特定非営利活動法人について第12条第1項第3号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第20条第4号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第43条の3 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第12条第1項第3号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第20条第4号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

第3章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第1節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第44条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。
 - (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
 - (2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 3 前項第1号の「実績判定期間」とは、第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定

を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第45条 所轄庁は、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(1) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間(前条第3項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。)における経常収入金額(①に掲げる金額をいう。)のうちに寄附金等収入金額(②に掲げる金額(内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、②及び③に掲げる金額の合計額)をいう。)の占める割合が政令で定める割合以上であること。

① 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この①において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

② 受け入れた寄附金の額の総額(第4号ニにおいて「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

③ 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち②に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数)の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第2項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号(同法第1条第2項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第314条の7第1項第4号(同法第1条第2項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県(都を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

(2) 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割

合が 100 分の 50 未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、④に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

① 会員等

② 特定の団体の構成員

③ 特定の職域に属する者

④ 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ 3 分の 1 以下であること。

① 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

② 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 100 分の 50 以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が100分の80以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第3項の書類

(6) 各事業年度において、事業報告書等を第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(7) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(8) 前条第2項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(9) 実績判定期間において、第3号、第4号イ及びロ並びに第5号から第7号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第1項の認定又は第58条第1項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第5号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第1号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第46条 前2条に定めるもののほか、第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第2項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第47条 第45条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けることができない。

(1) その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第67条第1項若しくは第2項の規定により第44条第1項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

- (2) 第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 44 条第 1 項の認定を取り消され、又は第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 58 条第 1 項の特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- (3) その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの
- (6) 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第 48 条 所轄庁は、第 44 条第 1 項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- (1) 前条第 1 号ニ及び第 6 号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
- (2) 前条第 4 号及び第 5 号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第 49 条 所轄庁は、第 44 条第 1 項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第 44 条第 1 項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (4) 当該認定の有効期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第 44 条第 1 項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県

の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第1項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

(1) 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録。第52条第4項において同じ。）、役員名簿及び定款等

(2) 第44条第2項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

(3) 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第50条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第51条 第44条第1項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第57条第1項第1号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第54条第1項において同じ。）から起算して5年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第1項の有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第1項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項、第45条第1項（第3号ロ、第6号、第8号及び第9号に係る部分を除く。）及び第2項、第46条から第48条まで並びに第49条第1項、第2項及び第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定は、第2項の有効期間の更新について準用する。ただし、第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第52条 認定特定非営利活動法人についての第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とす

る。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第25条第3項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第26条第1項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第2項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第53条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第49条第2項各号(第2号及び第4号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第25条第3項の認証をしたとき若しくは同条第6項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第49条第2項第5号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第25条第3項の認証をしたとき又は同条第6項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第49条第4項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第54条 認定特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けたときは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第1項の認定の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の寄附者名簿

(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定める

ところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年
が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号か
ら第4号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場
合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第55条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度
1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所
を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同
じ。）に提出しなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定め
るところにより、前条第3項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第56条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第44条第2項第2号若しくは第3号に
掲げる書類又は第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類（過去5
年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都
市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第57条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第44条第1
項の認定は、その効力を失う。

- (1) 第44条第1項の認定の有効期間が経過したとき（第51条第4項に規定する場合にあっては、更
新拒否処分がされたとき。）。
- (2) 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合
において、その合併が第63条第1項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第4項に規定する
場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- (3) 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

- 2 所轄庁は、前項の規定により第44条第1項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利
用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて
第1項の規定により第44条第1項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事
に対し通知しなければならない。

第2節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第58条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正
であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁
の特例認定を受けることができる。

- 2 第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項の規定は、前項の特例認定を受けようとする

る特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第3項中「5年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年）」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第59条 所轄庁は、前条第1項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- (1) 第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 前条第2項において準用する第44条第2項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から5年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- (3) 第44条第1項の認定又は前条第1項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第60条 第58条第1項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して3年とする。

（特例認定の失効）

第61条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第58条第1項の特例認定は、その効力を失う。

- (1) 第58条第1項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- (2) 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併した場合において、その合併が第63条第1項又は第2項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第4項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- (3) 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- (4) 特例認定特定非営利活動法人が第44条第1項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第62条 第46条から第50条まで、第52条から第56条まで並びに第57条第2項及び第3項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第54条第1項中「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「5年間」とあるのは「3年間」と、「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第3項中「5年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第60条の有効期間の満了の日」と、第56条中「5年間」とあるのは「3年間」と読み替えるものとする。

第3節 認定特定非営利活動法人等の合併

第63条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に第1項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第44条第2項及び第3項、第45条、第47条から第49条まで並びに第54条第1項の規定は第1項の認定について、第58条第2項において準用する第44条第2項及び第3項、第59条並びに前条において準用する第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定は第2項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第4節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。
(勧告、命令等)

第65条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第67条第2項各号(同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第67条第2項各号(第1号にあつては、第45条第1項第3号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第4項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項若しくは第2項の規定による勧告又は第4項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
 - (1) 第47条第1号ニ又は第6号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
 - (2) 第47条第4号又は第5号に規定する事由 国税庁長官等(その他の事業の停止)

第66条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第5条第1項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命

ずることができる。

2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第67条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消さなければならない。

(1) 第47条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第44条第1項の認定、第51条第2項の有効期間の更新又は第63条第1項の認定を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく、第65条第4項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(4) 認定特定非営利活動法人から第44条第1項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 第29条、第52条第4項又は第54条第4項の規定を遵守していないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前2項の規定は、第58条第1項の特例認定について準用する。この場合において、第1項第2号中「第51条第2項の有効期間の更新又は第63条第1項の認定」とあるのは、「又は第63条第2項の認定」と読み替えるものとする。

4 第43条第3項及び第4項、第49条第1項から第3項まで並びに第65条第7項の規定は、第1項又は第2項の規定による認定の取消し(第69条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第1項又は第2項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第68条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第65条第4項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

(1) 警視総監又は道府県警察本部長 第47条第1号ニ又は第6号に該当する事由

(2) 国税庁長官等 第47条第4号又は第5号に該当する事由

(3) 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第69条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第65条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による命令、第66条第1項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認

定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第4章 税法上の特例

第70条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の6の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成3年法律第69号）その他地価税に関する法令の規定（同法第33条の規定を除く。）の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第6条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第7号に規定する人格のない社団等とみなす。

第71条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第5章 雑則

（情報の提供等）

第72条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第73条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第74条 第10条第1項の規定による申請及び同条第2項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第12条第3項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第13条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第23条第1項の規定による届出、第25条第3項の規定による申請、同条

第6項の規定による届出及び同条第7項の規定による提出、第29条の規定による提出、第30条の規定による閲覧、第31条第2項の規定による申請、第34条第3項の規定による申請、第43条第4項(第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第44条第1項の規定による申請、第49条第1項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))、第63条第5項及び第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第49条第4項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第51条第3項の規定による申請、第52条第2項(第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第53条第4項(第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第55条第1項及び第2項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第56条(第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第58条第1項の規定による申請並びに第63条第3項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第12条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第75条 第14条(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置き並びに同条第3項の規定による閲覧、第35条第1項の規定による作成及び備置き、第45条第1項第5号(第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第52条第4項(第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第54条第1項(第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第54条第2項及び第3項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第54条第4項(第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第9条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第76条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第6章 罰則

第77条 偽りその他不正の手段により第44条第1項の認定、第51条第2項の有効期間の更新、第58条第1項の特例認定又は第63条第1項若しくは第2項の認定を受けた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 正当な理由がないのに、第42条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- (2) 第50条第1項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

- (3) 第 50 条第 2 項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- (4) 第 62 条において準用する第 50 条第 1 項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- (5) 第 62 条において準用する第 50 条第 2 項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- (6) 正当な理由がないのに、第 65 条第 4 項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- (7) 正当な理由がないのに、第 66 条第 1 項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第 79 条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- (2) 第 14 条(第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (3) 第 23 条第 1 項若しくは第 25 条第 6 項(これらの規定を第 52 条第 1 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 53 条第 1 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 28 条第 1 項若しくは第 2 項、第 54 条第 1 項(第 62 条(第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 54 条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (5) 第 25 条第 7 項若しくは第 29 条(これらの規定を第 52 条第 1 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 49 条第 4 項(第 51 条第 5 項、第 62 条(第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 52 条第 2 項、第 53 条第 4 項若しくは第 55 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (6) 第 31 条の 3 第 2 項又は第 31 条の 12 第 1 項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- (7) 第 28 条の 2 第 1 項、第 31 条の 10 第 1 項又は第 31 条の 12 第 1 項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

(8) 第 35 条第 1 項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

(9) 第 35 条第 2 項又は第 36 条第 2 項の規定に違反したとき。

(10) 第 41 条第 1 項又は第 64 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 81 条 第 4 条の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 (平成 28 年 6 月 7 日法律第 70 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 72 条の見出しの改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定 公布の日

(2) 第 14 条の 7 第 3 項の改正規定、第 28 条の次に 1 項を加える改正規定及び第 80 条第 7 号の改正規定並びに附則第 4 条の規定 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

(認証の申請に関する経過措置)

第 2 条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第 10 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を新法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第 10 条第 1 項、第 25 条第 3 項又は第 34 条第 3 項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第 10 条第 1 項、第 25 条第 3 項又は第 34 条第 3 項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第 3 条 新法第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第 4 条 新法第 28 条の 2 第 1 項の規定は、特定非営利活動法人（新法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第 2 号施行日」という。）以後に新法第 28 条第 1 項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第 28 条第 1 項の規定により作成し、又は施行日から第 2 号施行日の前日までの間に新法第 28 条第 1 項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第 2 号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第 28 条の 2 第 1 項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第 2 号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非

営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

第5条 施行日前に旧法第44条第1項の認定の申請、旧法第51条第3項の有効期間の更新の申請、旧法第58条第1項の仮認定の申請又は旧法第63条第1項の認定若しくは同条第2項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第6条 新法第54条第2項及び第56条（これらの規定を新法第62条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第2号から第4号まで（新法第62条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第54条第2項第2号から第4号まで（旧法第62条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第7条 新法第54条第3項及び第56条（これらの規定を新法第62条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第62条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第54条第3項（旧法第62条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第8条 この法律の施行の際現に旧法第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第54条第4項（旧法第62条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第9条 この法律の施行の際現に旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第58条第1項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第10条 施行日前に旧法第58条第1項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第58条第1項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(処分等の効力)

第12条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第 13 条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 15 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 16 条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

別表 (第 2 条関係)

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

新潟県特定非営利活動促進法施行条例

平成 10 年 10 月 16 日
新潟県条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第 2 条 法第 10 条第 1 項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第 10 条第 1 項第 2 号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第 2 号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 第 2 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第 30 条の 15 第 1 項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、第 2 項第 1 号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

6 法第 10 条第 3 項に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであつて、申請の実質的な内容に影響を及ぼさないものとする。

7 法第 10 条第 3 項の規定により補正しようとする者は、規則で定めるところにより、補正の内容及び理由を記載した書面に、補正後の申請書又は申請書に添付された法第 10 条第 1 項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(定款の変更)

第 3 条 法第 25 条第 3 項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、変更の内容及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第 6 項及び第 7 項の規定は、法第 25 条第 5 項において準用する法第 10 条第 3 項の規定を適用する場合について準用する。

3 法第 25 条第 6 項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、変更の内容及び理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第 4 条 法第 29 条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の公開)

第5条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 前項の謄写をしようとするものは、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証申請)

第6条 法第34条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの規定を適用する場合について、第2条第6項及び第7項の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第3項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(認定申請)

第7条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、現に行っている事業の内容を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第8条 前条の規定は、法第51条第5項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について準用する。

(変更後の定款等の提出)

第9条 法第52条第2項の規定により同項に規定する書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、変更の内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第10条 第4条の規定は、法第55条第1項の規定による書類の提出について準用する。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、事後遅滞なく行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第11条 第5条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(特例認定申請)

第12条 第7条の規定は、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について準用する。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第13条 第9条の規定は法第62条において準用する法第52条第2項の規定を適用する場合について、第10条第1項の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定を適用する場合について、第10条第2項の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定を適用する場合について、第11条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(合併の認定申請)

第14条 第7条の規定は法第63条第5項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について、第12条において準用する第7条の規定は法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第7条(第12条において準用する場合を含む。)中「現に」とあるのは、「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に」と読み替えるものとする。

(電磁的記録による保存)

第15条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。

- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行おうとするときは、規則で定める方法により行わなければならない。
- 3 特定非営利活動法人が、前項の規定により電磁的記録の保存を行おうとするときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第4条第1項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行おうとするときは、規則で定める方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第17条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行おうとするときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第11号)

1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)については、改正後の新潟県特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年4月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第37号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項及び第3項の改正は、同年7月9日から施行する。

附 則(平成27年条例第42号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「旧法」という。)第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の第10条第2項(第13条において準用する場合を含む。)の書類の提出については、なお従前の例による。

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成 10 年 11 月 24 日
新潟県規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年新潟県条例第 42 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

- 第 2 条** 条例第 2 条第 1 項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものには、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。
- 3** 条例第 2 条第 7 項の規定による書面の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 4** 第 2 項の規定は、条例第 2 条第 7 項の規定により同項の書面に添付する書類について準用する。

(縦覧の場所)

第 3 条 法第 10 条第 2 項（法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の場所は、県民生活・環境部県民生活課及び新潟県行政組織規則（昭和 35 年新潟県規則第 8 号）第 3 章に規定する地域機関（以下「地域機関」という。）であって、知事が指定したものであるものとする。

(設立登記の届出)

- 第 4 条** 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 前項の届出に添付する書類には、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。

(役員の変更等の届出)

- 第 5 条** 法第 23 条第 1 項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 前項の届出に添付する変更後の役員名簿には、副本 2 通を添えなければならない。
- 3** 法第 23 条第 2 項の規定の適用を受ける場合における条例第 2 条第 4 項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更)

- 第 6 条** 条例第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2** 法第 25 条第 4 項及び第 26 条第 2 項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第 10 条第 1 項第 2 号イの書類には、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。
- 3** 第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は、条例第 3 条第 2 項において準用する条例第 2 条第 7 項の規定を適用する場合について準用する。
- 4** 条例第 3 条第 3 項の規定による届出書の提出は、別に定める様式により行うものとする。
- 5** 法第 25 条第 6 項の規定により前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本 2

通を添えなければならない。

6 法第 25 条第 7 項の規定による登記事項証明書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

7 前項の登記事項証明書には、副本 2 通を添えなければならない。

（事業報告書等の提出）

第 7 条 法第 29 条の規定による事業報告書等の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 前項の事業報告書等には、副本 2 通を添えなければならない。

（事業報告書等の閲覧又は謄写の場所）

第 8 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める場所は、県民生活・環境部県民生活課及び知事が指定した地域機関とする。

（成功の不能による解散の認定申請）

第 9 条 法第 31 条第 2 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、別に定める申請書に同条第 3 項の書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（解散の届出等）

第 10 条 法第 31 条第 4 項の規定による届出は、別に定める様式により、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

2 法第 31 条の 8 の規定による届出は、別に定める様式により、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第 11 条 法第 32 条第 2 項の認証を受けようとする清算人は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

第 12 条 法第 32 条の 3 の規定による届出は、別に定める様式により、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

（合併の認証申請）

第 13 条 条例第 6 条第 1 項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項の規定を適用する場合について、第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は条例第 6 条第 2 項において準用する条例第 2 条第 7 項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

（合併登記の届出）

第 14 条 第 4 条の規定は、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定を適用する場合について準用する。

(認定申請)

第 15 条 条例第 7 条の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 法第 44 条第 2 項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、同項第 2 号及び第 3 号に掲げるものには、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第 16 条 前条の規定は、条例第 8 条において準用する条例第 7 条の規定を適用する場合について準用する。

(役員の変更等の届出等に係る特例)

第 17 条 第 5 条第 2 項、第 6 条第 5 項及び第 7 項並びに第 7 条第 2 項の規定は、認定特定非営利活動法人（知事が所轄庁であるものを除く。第 19 条第 3 項において同じ。）には、適用しない。

2 条例第 9 条の規定による書面の提出は、別に定める様式により行うものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第 18 条 法第 53 条第 1 項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第 19 条 法第 55 条の規定による書類の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 前項の書類には、それぞれ副本 2 通を添えなければならない。

3 前項の規定は、認定特定非営利活動法人には、適用しない。

(役員報酬規程等の閲覧又は謄写の場所)

第 20 条 第 8 条の規定は、条例第 11 条において準用する条例第 5 条の規定を適用する場合について準用する。

(特例認定申請)

第 21 条 第 15 条の規定は、条例第 12 条において準用する条例第 7 条の規定を適用する場合について準用する。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第 22 条 第 17 条第 1 項及び第 19 条第 3 項の規定は特例認定特定非営利活動法人（知事が所轄庁であるものを除く。）について、第 17 条第 2 項の規定は条例第 13 条において準用する条例第 9 条の規定を適用する場合について、第 18 条の規定は法第 62 条において準用する法第 53 条第 1 項の規定による届出について、第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定は法第 62 条において準用する法第 55 条の規定による書類の提出について、第 20 条の規定は条例第 13 条において準用する条例第 11 条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(合併の認定申請)

第 23 条 第 15 条の規定は条例第 14 条において準用する条例第 7 条の規定を適用する場合について、第 21 条において準用する第 15 条の規定は条例第 14 条において準用する条例第 12 条において準

用する条例第7条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(電磁的記録の保存の方法)

第24条 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取った電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録の作成の方法)

第25条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第26条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第52号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第21号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第12号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成18年規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第70号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

設立認証申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所又は居所

申請者 氏 名 ㊟

電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

注 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

添付書類

- 1 定款 [3部]
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの） [3部]
- 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書 [3部]
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 [3部]
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 [3部]

補正書

年 月 日

新潟県知事 様

住所又は居所
申請者 氏 名 ㊦
電 話 番 号

年 月 日に申請した [補正する書類の種類] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

| 補正後 | 申請段階 |
|-----|------|
| | |

2 補正の理由

注1 [補正する書類の種類] には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書」に添付する法第10条第1項第1号の書類等）を記載すること。

2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類を3部提出すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
- (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
- (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書

設立登記完了届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電 話 番 号

設立の登記をしたので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕
- 2 財産目録〔3部〕

役員の変更等届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電 話 番 号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿（及び関係書類）を添えて届け出ます。

記

| 変更年月日 | 役 名 | フリ 氏 名 | カナ 名 | 住 所 又 は 居 所 |
|-------|-----|-----------|---------|-------------|
| 変更事項 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 注1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 役員の場合は、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

添付書類

- 1 役員名簿 [3部]
- 2 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）には次に掲げる書類
 - (1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

定款変更認証申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者の氏名 ⑤
電 話 番 号

下記のとおり定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

| 変更後 | 変更前 |
|-----|-----|
| | |

2 変更の理由

注 変更の内容は、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を記載すること。

添付書類

- 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款 [3部]
- 3 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。） [3部]
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、次に掲げる書類
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの） [3部]
 - (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項で規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録

定 款 変 更 届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊦
電 話 番 号

下記のとおり定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

| 変更後 | 変更前 |
|-----|-----|
| | |

2 変更の理由

注 変更の内容は、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

添付書類

- 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款 [3部]

定款の変更の登記完了提出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電 話 番 号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

添付書類

当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕

事業報告書等提出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

名 称

代表者の氏名

㊟

電 話 番 号

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、下記のとおり特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書〔3部〕
- 2 前事業年度の活動計算書〔3部〕
- 3 前事業年度の貸借対照表〔3部〕
- 4 前事業年度の財産目録〔3部〕
- 5 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載したもの〔3部〕
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面〔3部〕

注 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載する。

解散認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者の氏名 ㊦
電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

添付書類

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

解 散 届

年 月 日

新潟県知事 様

特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人 住所又は居所

氏 名

Ⓜ

電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 1 号(第 2 号、第 4 号、第 6 号)に掲げる事由により特定非営利活動法人が解散したので、同条第 4 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

添付書類

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

清算人就任届

年 月 日

新潟県知事 様

特定非営利活動法人の名称
届出者 清算人 住所又は居所
氏 名 ㊟
電 話 番 号

下記のとおり清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

添付書類

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

新潟県知事 様

特定非営利活動法人の名称
申請者 清算人 住所又は居所
氏 名 ④
電 話 番 号

下記のとおり残余財産の譲渡の認証を受けたいので、新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第 11 条の規定により申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

注 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

清 算 結 了 届

年 月 日

新潟県知事 様

特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人 住所又は居所

氏 名

㊟

電 話 番 号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

合併認証申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 合併しようとする特定非営利活動法人
(甲)の名称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人
(乙)の名称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

下記のとおり合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併後存続する(合併によって設立する)特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

注 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- 2 定款〔3部〕
- 3 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの)〔3部〕
- 4 各役員が法第 20 条に各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 7 法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書〔3部〕
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書〔3部〕
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔3部〕

合併登記完了届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

①

合併の登記をしたので、特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕
- 2 法第35条第1項の財産目録〔3部〕

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記を行わなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記を行わなければならない。

（解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記を行わなければならない。

（合併の登記）

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内

に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第十三条 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の囑託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての

登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

- 2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内

にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (略)

別表 (第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係)

| 名称 | 根拠法 | 登記事項 |
|-----------|-----------------------|-----------------------------|
| 特定非営利活動法人 | 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |

【参考】 商業登記法(組合等登記令第二十五条関係)(抄)

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例

(平成 15 年新潟県条例第 97 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、県民税の均等割、不動産取得税及び自動車税の環境性能割の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(県民税の均等割の課税免除)

第 2 条 知事は、特定非営利活動法人の県民税の均等割を免除することができる。ただし、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条の 4 に規定する収益事業を行う特定非営利活動法人にあっては、当該特定非営利活動法人の設立の日以後 3 年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る県民税の均等割に限るものとする。

2 前項の規定により県民税の均等割の免除を受けた特定非営利活動法人は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

(不動産取得税の課税免除)

第 3 条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後 3 年以内に特定非営利活動に係る事業（特定非営利活動促進法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。以下「特定非営利活動事業」という。）の用に供する不動産について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。

(1) 無償による取得

(2) 寄附金、補助金、会費その他これらの性質を有する収入（特定非営利活動法人が行う資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供の対価として得るものを除く。）による取得

(自動車税の環境性能割の課税免除)

第 4 条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後 3 年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができる。

(申請)

第 5 条 前 3 条の規定により県税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則

(平成 16 年新潟県規則第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例(平成 15 年新潟県条例第 97 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県民税の均等割の課税免除の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定により県民税の均等割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 53 条第 1 項又は第 19 項の規定による申告書の提出期限までに、別記第 1 号様式による県民税の均等割課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

(不動産取得税の課税免除の申請)

第 3 条 条例第 3 条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第 15 条に規定する収益事業を行う場合にあっては免除を受けようとする不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに、同条に規定する収益事業を行わない場合にあっては免除を受けようとする不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度終了の日から 2 月以内に、別記第 2 号様式による不動産取得税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

(自動車税の環境性能割の課税免除の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定により自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第 160 条第 1 項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第 3 号様式による自動車税(環境性能割)課税免除申請書を知事に提出しなければならない。

(課税免除の決定)

第 5 条 知事又は地域振興局長は、前 3 条の申請があった場合において、課税の免除を決定したときは、申請者に通知するものとする。

別記

第1号様式（第2条関係）

県民税の均等割課税免除申請書

年 月 日

地域振興局長 様

所在地
名称
代表者の氏名

㊟

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則
第2条の規定により、県民税の均等割の課税免除を申請します。

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 特定非営利活動法人の設立年月日 | 年 月 日 |
| 課税免除を受けようとする事業年度 又は期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 収益事業の有無 | 有 ・ 無 |
| 収益事業に係る所得の計算上益金の 額から損金の額を控除した額 | 円 |
| 課税免除を受けようとする税額 | 円 |

添付書類

- 1 県民税の均等割の課税免除を初めて受けようとする特定非営利活動法人にあつては、
設立の認証に関する書類の写し
- 2 定款の写し
- 3 収益事業を行わない特定非営利活動法人にあつては、課税免除を受けようとする期間に
係る事業報告書及び収支計算書の写し
- 4 収益事業を行う特定非営利活動法人にあつては、課税免除を受けようとする事業年度の
収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12
号）別表4（所得の金額の計算に関する明細書）の写し
- 5 その他地域振興局長が必要と認める書類

不動産取得税課税免除申請書

年 月 日

地域振興局長 様

所在地
名称
代表者の氏名



新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第3条の規定により、不動産取得税の課税免除を申請します。

| | | | | | | | | |
|-----------------|-----|------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 特定非営利活動法人の設立年月日 | | 年 月 日 | | | | | | |
| 課税免除を受けようとする不動産 | | | | | | | | |
| 土 地 | 所在地 | 地目 | 取得面積 | | 左のうち 申請面積 | | 申請部分 の用途 | 取得年月日 |
| | | | 登記 | 実測 | 登記 | 実測 | | 事業供用 (予定)年月日 |
| | | | m ² | m ² | m ² | m ² | | ・ |
| | | | | | | | | ・ |
| | | | | | | | | ・ |
| | | | | | | | | ・ |
| 家 屋 | 所在地 | 用途 | 構造 | 床面積 | 左のうち 申請面積 | 取得年月日 | | |
| | | | | | | 事業供用 (予定)年月日 | | |
| | | | | | m ² | m ² | | ・ |
| | | | | | | | | ・ |
| | | | | | | | | ・ |
| | | | | | | | | ・ |
| 取得区分 | | 1 無償 2 有償(寄附金・補助金・会費・その他()) | | | | | | |
| 取得価額 | | 円 | | | | | | |
| 寄附金等の収入額 | | 円 | | | | | | |

注 「取得価額」欄及び「寄附金等の収入額」欄は、寄附金等により取得した場合に記入すること。

添付書類

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 定款の写し
- 3 課税免除を受けようとする不動産の登記事項証明書
- 4 課税免除を受けようとする不動産を無償で取得したこと又は寄附金等により取得したことを証する書類
- 5 課税免除を受けようとする不動産の利用計画書
- 6 その他地域振興局長が必要と認める書類

自動車税（環境性能割）課税免除申請書

年 月 日

新潟県知事 様

所在地
名称
代表者の氏名

㊦

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、自動車税の環境性能割の課税免除を申請します。

| | | | | |
|---------------------|----------|------------------------------------|-------|-------|
| 特定非営利活動法人の 設立年月日 | | 年 月 日 | | |
| 登録（車両）番号 | | 新・新潟・長岡 | 取得年月日 | 年 月 日 |
| 所有者 | 氏名又は名称 | ・申請者に同じ | | |
| | 住所又は所在地 | ・申請者に同じ | | |
| 使用者 | 氏名又は名称 | ・申請者に同じ | | |
| | 住所又は所在地 | ・申請者に同じ | | |
| 取得区分 | | 1 無償 2 有償（寄附金・補助金・会費 ・その他_____） | | |
| 取得価額 | | 円 | | |
| 寄附金等の収入額 | | 円 | | |
| 申請前の税額 | | 円 | | |
| ※決定 | 課税免除税額 | 円 | | |
| | 差引納付すべき額 | 円 | | |

注 1 ※印欄は記入しないこと。

2 「取得価額」欄及び「寄附金等の収入額」欄は、寄附金等により取得した場合に記入すること。

添付書類

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 定款の写し
- 3 課税免除を受けようとする自動車の自動車検査証の写し
- 4 課税免除を受けようとする自動車が無償で取得したこと又は寄附金等により取得したことを証する書類
- 5 課税免除を受けようとする自動車の利用計画書
- 6 その他知事が必要と認める書類

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業等の実施主体であるNPO法人に対する自動車税の減免について

新潟県では、専ら身体障害者の通所等のために利用するなど、一定の要件を満たす社会福祉法人、NPO法人、保護者団体が所有し使用する自動車に対し自動車税を減免する制度を設けています。

減免の対象となる自動車

①の要件を満たすNPO法人が所有する②の要件を満たす自動車

- ① 身体障害者等を入所若しくは通所させる施設の設置者（施設の設置者が国又は地方公共団体で、当該施設の管理運営を行っている者を含む。）で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を行う者で、指定障害者福祉サービス事業者として知事又は新潟市長から指定を受けているもの
 - イ 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する者で、補助金の交付又は業務の委託を受けているもの
- ② 当該自動車が専ら①の施設に入所若しくは通所している者の疾病治療の通所・通園のために使用されているもの又は専らその入所若しくは通所している者の通所・通園のために使用されているもの。

減免申請の手続き

●申請書類

- ①減免申請書（押印必要）
- ②通院等自動車証明書
- ③自動車検査証の写し
- ④定款の写し

| 申請先及び申請期限 | |
|--|--|
| 新たに取得する自動車の場合 | 既に所有している自動車の場合 |
| 申請先 「新潟ナンバー」 一般財団法人 新潟県自動車標榜協会 「長岡ナンバー」 一般財団法人 長岡自動車協会 | 申請先 住所地又は定置場を所管する 地域振興局県税部（収税課） |
| 申請期限 自動車の登録の時 | 申請期限 （4月1日から）自動車税（種別割）の 納期限前7日まで |

| 「通院等自動車証明書」及び「施設運営保護者団体等証明書」の発行機関 | |
|-----------------------------------|--|
| 社会福祉法人 | 新潟市内に所在し、事業の範囲が新潟市の区域を超えないもの 新潟市 県福祉保健部障書福祉課 |
| NPO法人 | 上記以外のもの 指定障書福祉サービス事業者として新潟市長から指定を受けている事業所 新潟市 県福祉保健部障書福祉課 |
| 保護者団体等 | 指定障書福祉サービス事業者として知事から指定を受けている事業所 市町村 地域活動支援センター又は福祉ホームの運営を行う者 市町村 市町村長から施設運営に係る補助金の交付又は業務の委託を受け施設を運営するもの 市町村 |

特に注意していただく事項

- 社会福祉法人等が「所有する」自動車とは、当該社会福祉法人等が所有権保留付売買における買主であるもの又は国若しくは地方公共団体が所有する自動車の使用者であるものを含みます。
- 新たに取得する自動車について、減免申請する際に提出できない書類がある場合は、一旦納税していただくこととなります。（後日、減免が承認された場合は還付します。）
- 減免を受ける理由がなくなっただけの場合は、直ちに住所地又は定置場を担当する地域振興局県税部（収税課）にその旨を届け出てください。
- リース車は減免を受けることができません。

問い合わせ先

新潟県庁税務課 業務第2係 電話：025-280-5051（直通）

住所地又は定置場を担当する地域振興局県税部（収税課）

| 県税部 | 課 | 電話番号 / 所在地 | お住まいの地域 |
|-----------------|------------------|---|--------------------|
| 新潟地域振興局 県税部 | 収税課 | Tel：0254-26-9123 〒957-8511 新潟市豊町3丁目3-2 | 新潟市、阿賀野市、胎内市、聖籠町 |
| | 村上 収税課 | Tel：0254-52-7922 〒958-8585 村上市瑞町6-25 | 村上市、粟島浦村、関川村 |
| 新潟地域振興局 県税部 | 収税 第1課 （※） | Tel：025-273-3116 〒950-8716 新潟市東区竹籠2丁目2-80 | 新潟市（秋葉区を除く） |
| | 新潟 収税課 | Tel：0250-24-7126 〒956-0031 新潟市秋葉区新津4524-1 | 新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町 |
| 三条地域振興局 県税部 | 収税課 | Tel：0256-36-2212 〒955-0046 三条市興野1-13-45 | 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 |
| | 収税課 | Tel：0258-38-2510 〒940-8567 長岡市沖田2丁目173-2 | 長岡市、小千谷市、京附市、出雲崎町 |
| 長岡地域振興局 県税部 | 柏崎 収税課 | Tel：0257-21-6222 〒945-8558 柏崎市三和町5-55 | 柏崎市、刈羽村 |
| | 収税課 | Tel：025-772-2665 〒949-6680 南魚沼市六日町960 | 南魚沼市、魚沼市、湯沢町 |
| 南魚沼地域振興局 県税部 | 十日町 収税課 | Tel：025-757-5513 〒948-0037 十日町市妻有町西2-1 | 十日町市、津南町 |
| | 収税課 | Tel：025-526-9311 〒943-8551 上越市本城町5-6 | 上越市、妙高市 |
| 上越地域振興局 県税部 | 糸魚川 収税課 | Tel：025-553-1849 〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1 | 糸魚川市 |
| | 収税課 | Tel：0259-74-3310 〒952-1555 佐渡市相川二丁目浜町20-1 | 佐渡市 |

関係機関窓口等一覧 (R2.4.1 現在)

○所轄庁（申請の窓口）

| 下記市町村以外に事務所がある法人や複数の市町村(事務移譲市町村を註)に事務所がある法人は新潟県 (※法人認定事務については事務移譲を行っていません。) | | | |
|--|---------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 名称 | | 郵便番号・住所 | 電話番号 |
| 新潟県 | 県民生活・環境部 県民生活課 社会活動推進係 | 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 | 025-280-5134 |
| 新潟市 | 市民生活部 市民協働課 | 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1 | 025-226-1102 |
| 下記のうち、1つの市町村にのみ事務所がある法人はそれぞれの市町村 | | | |
| 長岡市 | 市民協働推進部 市民協働課 市民協働係 | 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 | 0258-39-2291 |
| 三条市 | 市民部 地域経営課 地域振興係 | 〒955-0071 三条市本町3-1-4 | 0256-34-5624 |
| 柏崎市 | 市民生活部 市民活動支援課 活動推進係 | 〒945-8511 柏崎市中央町5番50号 | 0257-21-2272 |
| 新発田市 | 市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係 | 〒957-8686 新発田市中央町4丁目10番4号 | 0254-28-9640 |
| 小千谷市 | 観光交流課 地域振興係 | 〒947-0028 小千谷市城内1丁目13番20号 | 0258-83-3512 |
| 加茂市 | 総務課 総括係 | 〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号 | 0256-52-0080 |
| 十日町市 | 総務部 企画政策課 協働推進係 | 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地 | 025-757-3693 |
| 見附市 | まちづくり課 市民活動係 | 〒954-0052 見附市学校町1丁目16番15号 | 0258-62-7801 |
| 村上市 | 自治振興課 自治振興室 | 〒958-8501 村上市三之町1番1号 | 0254-53-2111 |
| 燕市 | 企画財政部 地域振興課 地域振興係 | 〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地 | 0256-77-8361 |
| 阿賀野市 | 総務部 市長政策・市民協働課 市民協働係 | 〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号 | 0250-61-2502 |
| 佐渡市 | 地域振興課 地域振興係 | 〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 | 0259-63-4152 |
| 魚沼市 | 地域創生課 まちづくり係 | 〒946-8601 魚沼市小出島 130 番地 1 | 025-792-9752 |
| 南魚沼市 | 総務部 総務課 防災庶務班 | 〒949-6696 南魚沼市六日町 180-1 | 025-773-6660 |
| 胎内市 | 総合政策課 行革協働係 | 〒959-2693 胎内市新和町 2 番 10 号 | 0254-43-6111 |

○書類の閲覧・縦覧場所（県機関） * 上記市町村にのみ事務所のある法人は、当該市町村で実施

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 閲覧対象（法人の所在地） |
|--------------------|------------------------------|--------------|--------------|
| 県庁県民生活課 (県庁13階) | 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 | 025-280-5134 | 県内全域 |
| 村上地域振興局 | 〒958-8585 村上市田端町 6-25 | 0254-52-7920 | 関川村、粟島浦村 |
| 新発田地域振興局 | 〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2 | 0254-22-5112 | 聖籠町 |
| 新潟地域振興局 | 〒956-8625 新潟市秋葉区新津 4524-1 | 0250-24-7140 | 五泉市、阿賀町 |
| 三条地域振興局 | 〒955-0046 三条市興野 1-13-45 | 0256-36-2202 | 田上町、弥彦村 |
| 長岡地域振興局 | 〒940-8567 長岡市四郎丸町 173-2 | 0258-38-2501 | 三島郡出雲崎町 |
| 南魚沼地域振興局 | 〒949-6680 南魚沼市六日町 960 | 025-772-2372 | 湯沢町 |

| | | | |
|----------|-----------------------------|--------------|---------|
| 十日町地域振興局 | 〒948-0037 十日町市妻有町西 2-1 | 025-757-5515 | 津南町 |
| 柏崎地域振興局 | 〒945-8558 柏崎市三和町 5-55 | 0257-21-6203 | 刈羽村 |
| 上越地域振興局 | 〒943-8551 上越市本城町 5-6 | 025-526-9303 | 上越市、妙高市 |
| 糸魚川地域振興局 | 〒941-0052 糸魚川市南押上 1-15-1 | 025-552-1781 | 糸魚川市 |

○県税の窓口

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 所管区域 |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 新発田地域振興局 県税部 | 〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2 | 0254-22-5106 | 村上市、関川村、粟島浦村 新発田市、胎内市、阿賀野市、聖籠町 |
| 新潟地域振興局 県税部 | 〒950-8716 新潟市東区竹尾 2-2-80 | 025-273-3143 | 新潟市、五泉市、阿賀町 |
| 三条地域振興局 県税部 | 〒955-0046 三条市興野 1-13-45 | 0256-36-2206 | 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 |
| 長岡地域振興局 県税部 | 〒940-8567 長岡市沖田 2-173-2 | 0258-38-2504 | 長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町、 柏崎市、刈羽村 |
| 南魚沼地域振興局 県税部 | 〒949-6680 南魚沼市六日町 960 | 025-772-2660 | 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、 津南町 |
| 上越地域振興局 県税部 | 〒943-8551 上越市本城町 5-6 | 025-526-9305 | 上越市、妙高市、糸魚川市 |
| 佐渡地域振興局 県税部 | 〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町 20-1 | 0259-74-3273 | 佐渡市 |
| 自動車税・自動車取得税の申告受付窓口 | | | |
| (財)新潟県自動車 標板協会 | 〒950-0961 新潟市中央区東出来島 14-28 | 025-284-7722 | 新潟ナンバーの自動車（軽自動車以外） |
| (社)全国軽自動車 協会連合会新潟 県事務取扱所 | 〒950-0868 新潟市東区紫竹卸新町 1927-16 | 025-275-5704 | 新潟ナンバーの軽自動車 |
| (財)長岡自動車協 会 | 〒940-1163 長岡市平島 1-2 | 0258-22-1133 | 長岡ナンバーの自動車（軽自動車を含む） |

○税務署

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 所管区域 |
|--------|-------------------------------|--------------|-------------------------------|
| 村上税務署 | 〒958-8686 村上市三之町 11-1 | 0254-53-3141 | 村上市、関川村、粟島浦村 |
| 新発田税務署 | 〒957-8666 新発田市諏訪町 1-12-24 | 0254-22-3161 | 新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町 |
| 新津税務署 | 〒956-8602 新潟市秋葉区善道町 1-6-38 | 0250-22-2151 | 新潟市のうち秋葉区、五泉市、 阿賀町 |
| 新潟税務署 | 〒951-8685 新潟市中央区西大畑町 5191 | 025-229-2151 | 新潟市のうち北区・東区・中央区・ 江南区・南区・西区 |
| 巻税務署 | 〒953-8601 新潟市西蒲区巻甲 4265 | 0256-72-2355 | 新潟市のうち西蒲区、燕市、弥彦村 |
| 三条税務署 | 〒955-8602 三条市南新保 4-9 | 0256-32-6211 | 三条市、加茂市、見附市、田上町 |
| 長岡税務署 | 〒940-8654 長岡市千歳 1-3-88 | 0258-35-2070 | 長岡市、出雲崎町 |
| 柏崎税務署 | 〒945-8688 柏崎市中央町 5-53 | 0257-22-2131 | 柏崎市、刈羽村 |
| 小千谷税務署 | 〒947-8540 小千谷市東栄 1-5-24 | 0258-83-2090 | 小千谷市、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町 |
| 十日町税務署 | 〒948-8502 十日町市本町 1丁目上 1-18 | 025-752-3181 | 十日町市、津南町 |

| | | | |
|--------|------------------------------|--------------|---------|
| 高田税務署 | 〒943-0834 上越市西城町 3-2-18 | 025-523-4171 | 上越市、妙高市 |
| 糸魚川税務署 | 〒941-8611 糸魚川市東寺町 1-3-40 | 025-552-0381 | 糸魚川市 |
| 佐渡税務署 | 〒952-1593 佐渡市相川三町目新浜町 3-3 | 0259-74-3276 | 佐渡市 |

○法務局

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 商業・法人登記管轄区域 |
|---------|---|--------------|---|
| 新潟地方法務局 | 〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191 | 025-222-1561 | 県内全域 |
| 長岡支局 | 〒940-0082 長岡市千歳1-3-91 | 0258-33-5511 | 各種証明書交付事務のみ取り扱っています。 (不動産登記は各支局で取り扱っています。) |
| 三条支局 | 〒955-0081 三条市東裏館2-22-3 | 0256-33-1375 | |
| 柏崎支局 | 〒945-8501 柏崎市田中26-23 | 0257-23-5226 | |
| 新発田支局 | 〒957-8503 新発田市新富町1-1-20 | 0254-24-7101 | |
| 新津支局 | 〒956-0031 新潟市秋葉区新津4463-1 | 0250-22-0501 | |
| 十日町支局 | 〒948-0083 十日町市本町1丁目上1-18 | 025-752-2575 | |
| 村上支局 | 〒958-0835 村上市二之町4-16 | 0254-53-2390 | |
| 糸魚川支局 | 〒941-0058 糸魚川市寺町2-8-30 | 025-552-0356 | |
| 上越支局 | 〒943-0805 上越市木田2-15-7 | 025-525-4133 | |
| 佐渡支局 | 〒952-1561 佐渡市相川三町目新浜町3-3 佐渡相川合同庁舎 | 0259-74-3787 | |
| 南魚沼支局 | 〒949-6608 南魚沼市美佐島61-9 | 025-772-2164 | |

○労働基準監督署

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 所管区域 |
|------------|---|--------------|------------------------------------|
| 新潟労働基準監督署 | 〒950-8624 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 2階 | 025-288-3571 | 新潟市（秋葉区・南区を除く） |
| 長岡労働基準監督署 | 〒940-0082 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎7階 | 0258-33-8711 | 長岡市（小出監督署の区域を除く）、 柏崎市、出雲崎町、刈羽村 |
| 上越労働基準監督署 | 〒943-0803 上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎3階 | 025-524-2111 | 上越市、糸魚川市、妙高市 |
| 三条労働基準監督署 | 〒955-0055 三条市塚野目 2-5-11 | 0256-32-1150 | 三条市、加茂市、燕市、見附市、 弥彦村、田上町 |
| 新発田労働基準監督署 | 〒957-8506 新発田市日渡 96 新発田地方合同庁舎3階 | 0254-27-6680 | 新発田市、村上市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村 |
| 新津労働基準監督署 | 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎3階 | 0250-22-4161 | 新潟市のうち秋葉区・南区、五泉市、 阿賀町 |
| 小出労働基準監督署 | 〒946-0004 魚沼市大塚新田 87-3 | 025-792-0241 | 長岡市の一部、小千谷市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町 |
| 十日町労働基準監督署 | 〒948-0073 十日町市稻荷町 2-9-3 | 025-752-2079 | 十日町市、津南町、 |

| | | | |
|---------------|---------------------------|--------------|-----|
| 佐渡 労働基準監督署 | 〒952-0016 佐渡市原黒 333-38 | 0259-23-4500 | 佐渡市 |
|---------------|---------------------------|--------------|-----|

○公共職業安定所（ハローワーク）

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 所管区域 |
|----------------|--|--------------|----------------------------|
| 新潟 公共職業安定所 | 〒950-8532 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 | 025-280-8609 | 新潟市のうち北区・東区・中央区・ 江南区・西区 |
| 長岡 公共職業安定所 | 〒940-8609 長岡市千歳 1-3-88 長岡地方合同庁舎 | 0258-32-1181 | 長岡市 |
| 小千谷出張所 | 〒947-0028 小千谷市城内 2-6-5 | 0258-82-2441 | 小千谷市 |
| 上越 公共職業安定所 | 〒943-0803 上越市春日野 1-5-22 | 025-523-6121 | 上越市（板倉区・中郷区を除く） |
| 妙高出張所 | 〒944-0048 妙高市下町 9-3 | 0255-73-7611 | 妙高市、 上越市のうち板倉区・中郷区 |
| 三条 公共職業安定所 | 〒955-0053 三条市北入蔵 1-3-10 | 0256-38-5431 | 三条市、加茂市、見附市、田上町 |
| 柏崎 公共職業安定所 | 〒945-8501 柏崎市田中 26-23 | 0257-23-2140 | 柏崎市、刈羽村、出雲崎町 |
| 新発田 公共職業安定所 | 〒957-8506 新発田市日渡 96 | 0254-27-6677 | 新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町 |
| 新津 公共職業安定所 | 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 | 0250-22-2233 | 新潟市のうち秋葉区・南区、五泉市、 阿賀町 |
| 十日町 公共職業安定所 | 〒948-0004 十日町市下川原町 43 | 025-757-2407 | 十日町市、津南町 |
| 糸魚川 公共職業安定所 | 〒941-0067 糸魚川市横町 5-9-50 | 025-552-0333 | 糸魚川市 |
| 巻 公共職業安定所 | 〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲 4087 | 0256-72-3155 | 新潟市のうち西蒲区、燕市、 弥彦村 |
| 南魚沼 公共職業安定所 | 〒949-6609 南魚沼市八幡 20-1 | 025-772-3157 | 南魚沼市、湯沢町 |
| 小出出張所 | 〒946-0021 魚沼市佐梨 682-2 | 025-792-8609 | 魚沼市 |
| 佐渡 公共職業安定所 | 〒952-0011 佐渡市両津夷 269-8 | 0259-27-2248 | 佐渡市 |
| 村上 公共職業安定所 | 〒958-0033 村上市緑町 1-6-8 | 0254-53-4141 | 村上市、関川村、粟島浦村 |

○年金事務所

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 所管区域 |
|----------|---------------------------------|--------------|--|
| 新発田年金事務所 | 〒957-8540 新発田市新富町 1-1-24 | 0254-23-6011 | 新発田市、村上市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村 |
| 新潟東年金事務所 | 〒950-8552 新潟市中央区新光町 1-16 | 025-283-4711 | 新潟市のうち北区、東区、 中央区（信濃川以東の地域）、江南区、 秋葉区、南区、五泉市、阿賀町 |
| 新潟西年金事務所 | 〒951-8558 新潟市中央区西大畑町 5191-15 | 025-225-3005 | 新潟市のうち中央区（新潟東社会保 険事務所管内の地域を除く。）、西区、 西蒲区、佐渡市 |
| 長岡年金事務所 | 〒940-8540 長岡市台町 2-9-17 | 0258-37-1611 | 長岡市、小千谷市、魚沼市、 出雲崎町 |
| 三条年金事務所 | 〒955-8575 三条市興野 3-2-3 | 0256-34-4811 | 三条市、加茂市、見附市、燕市、 弥彦村、田上町 |
| 柏崎年金事務所 | 〒945-8534 柏崎市幸町 3-28 | 0257-23-6211 | 柏崎市、刈羽村 |
| 六日町年金事務所 | 〒949-6692 南魚沼市六日町字北沖 93-17 | 025-716-0801 | 南魚沼市、十日町市、湯沢町、 津南町 |

| | | | |
|---------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 上越年金事務所 | 〒943-8534 上越市西城町 3-11-19 | 025-522-0711 | 上越市、糸魚川市、妙高市 |
|---------|-----------------------------|--------------|--------------|

○県内市町村連絡先

| 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 | 名称 | 郵便番号・住所 | 電話番号 |
|--------|--|--------------|--------|-----------------------------------|--------------|
| 新潟市役所 | 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1番町 602番地 1 | 025-228-1000 | 聖籠町役場 | 〒957-0192 聖籠町大字諏訪山 1635-4 | 0254-27-2111 |
| 長岡市役所 | 〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10 | 0258-35-1122 | 弥彦村役場 | 〒959-0392 弥彦村大字矢作 402 | 0256-94-3131 |
| 上越市役所 | 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 | 025-526-5111 | 田上町役場 | 〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田 3070 | 0256-57-6222 |
| 三条市役所 | 〒955-8686 三条市旭町 2-3-1 | 0256-34-5511 | 阿賀町役場 | 〒959-4495 阿賀町津川 580 | 0254-92-3111 |
| 柏崎市役所 | 〒945-8511 柏崎市中央町 5-50 | 0257-23-5111 | 出雲崎町役場 | 〒949-4392 出雲崎町大字川西 140 | 0258-78-3111 |
| 新発田市役所 | 〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3 | 0254-22-3030 | 湯沢町役場 | 〒949-6192 湯沢町大字神立 300 | 025-784-3451 |
| 小千谷市役所 | 〒947-8501 小千谷市城内 2-7-5 | 0258-83-3511 | 津南町役場 | 〒949-8292 津南町大字下船渡戊 585 | 025-765-3111 |
| 加茂市役所 | 〒959-1392 加茂市幸町 2-3-5 | 0256-52-0080 | 刈羽村役場 | 〒945-0397 刈羽村大字割町新田 215-1 | 0257-45-2244 |
| 十日町市役所 | 〒948-8501 十日町市千歳町 3-3 | 025-757-3111 | 関川村役場 | 〒959-3292 関川村大字下関 912 | 0254-64-1441 |
| 見附市役所 | 〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 | 0258-62-1700 | 粟島浦村役場 | 〒958-0061 粟島浦村字日ノ見山 1513-11 | 0254-55-2111 |
| 村上市役所 | 〒958-8501 村上市三之町 1-1 | 0254-53-2111 | | | |
| 燕市役所 | 〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 | 0256-92-1111 | | | |
| 糸魚川市役所 | 〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5 | 025-552-1511 | | | |
| 妙高市役所 | 〒944-8686 妙高市栄町 5-1 | 0255-72-5111 | | | |
| 五泉市役所 | 〒959-1692 五泉市太田 1094-1 | 0250-43-3911 | | | |
| 阿賀野市役所 | 〒959-2092 阿賀野市岡山町 10-15 | 0250-62-2510 | | | |
| 佐渡市役所 | 〒952-1292 佐渡市千種 232 | 0259-63-3111 | | | |
| 魚沼市役所 | 〒946-8601 魚沼市小出島 130-1 | 025-792-1000 | | | |
| 南魚沼市役所 | 〒949-6696 南魚沼市六日町 180-1 | 025-773-6660 | | | |
| 胎内市役所 | 〒959-2693 胎内市新和町 2-10 | 0254-43-6111 | | | |

令和2年5月

新潟県 県民生活・環境部 県民生活課 社会活動推進係

〒950-8570 (県庁専用…住所の記載省略可)
新潟市中央区新光町4-1 県庁13階

TEL 025-280-5134 FAX 025-283-5879

E-mail ngt030110@pref.niigata.lg.jp
